

改修内容	給与計算処理、請求計算処理の、通勤手当の非課税限度額引き上げに対応する (令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当(同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。))について適用されます)
------	---

国税庁サイトより抜粋

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026tsukin/index.htm>

### 改正後の非課税限度額

改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分	課税されない金額	
	改正後 (令和8年4月1日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離の区分	
	片道2km未満	(金額課税) 同左
	片道2km以上 10km未満	4,200円 同左
	片道10km以上 15km未満	7,300円 同左
	片道15km以上 25km未満	13,500円 同左
	片道25km以上 35km未満	19,700円 同左
	片道35km以上 45km未満	25,900円 同左
	片道45km以上 55km未満	32,300円
	片道55km以上 65km未満	38,700円
	片道65km以上 75km未満	45,700円
片道75km以上 85km未満	52,700円	38,700円
片道85km以上 95km未満	59,600円	
片道95km以上	66,400円	
③ 自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人(通勤距離が片道2km未満である人を除きます。)に支給する通勤手当	②の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額(上限5,000円)との合計額	—
④ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左
⑤ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人(その交通用具を使用する通勤距離が片道2km未満である人を除きます。)に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同左
⑥ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人(その交通用具を使用する通勤距離が片道2km未満である人を除きます。)に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額(上限5,000円)との合計額 (最高限度 150,000円)	—

▼ ①-1

非課税限度額が引き上げされる。  
給与計算処理、請求計算処理に対応する。

※

本改修は、通勤距離に応じた非課税限度額に基づく自動計算機能をご利用のお客様が対象です。  
機能については以下をご参照ください。

<https://ss.si-system.jp/hc/ja/articles/4867430112089>